

土地改良区機能強化支援事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 1,788百万円 (前年度 1,066百万円)

＜対策のポイント＞

土地改良法の改正を踏まえ、地域の農業生産基盤を保全する土地改良区の運営基盤の強化を支援します。

＜事業目標＞

土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

△ 臨 邑 縣 志 △

業事

1. 水土里ビジョン策定推進対策

- ② 策定・実行時におけるサポートチームの指導・助言

2. 統合整備強化対策

合併等に係る計画の策定や事務機器等の整備、水士里ビジョンによる連携強化を促す整備補修等

3. 体制強化モデル形成支援

経常賦課金の引上げに向けた取組（資格交替、准組合員制度の活用等）への支援

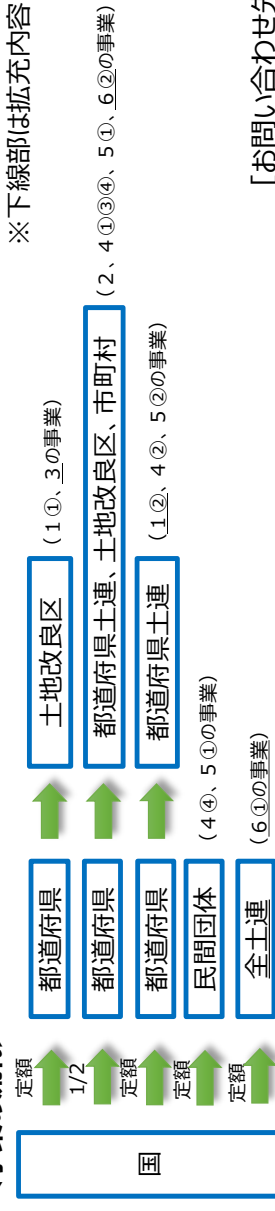
4. 施設管理、運営改善対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導 ② 土地改良区の経営診断・改善指導
③ 換地業務等の土地改良区への指導 ④ 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度の活用
- 5. 研修・人材育成**
- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修 ② 施設管理の省エネ化に関する技術指導

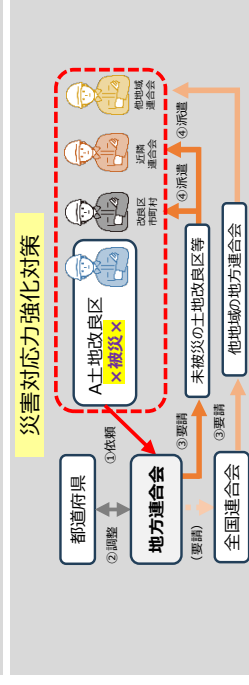
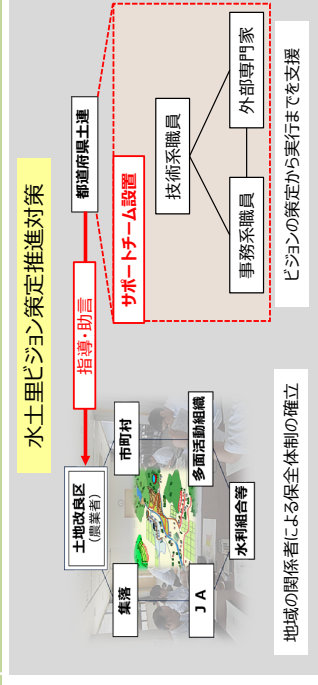
6. 災害対応力強化対策

- ① 特定大規模災害等による被災土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援や、全国での職員派遣調整
- ② 都道府県内における被災時の協力体制の構築、被害把握調査・応急対策への職員派遣等

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容



「お問い合わせ先」

農林振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 91,498百万円（前年度 76,249百万円）

＜対策のポイント＞

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進完了率（58%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

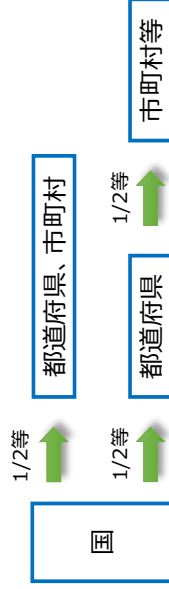
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



は場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

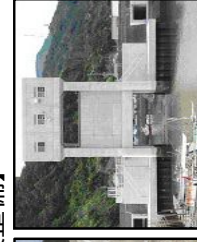


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐための海岸堤防の整備を推進



津波、高潮対策としての水門整備

（共通） 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】

- （農業農村分野） 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- （森林分野） 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- （水産分野） 水産庁計画・海業政策課 (03-6744-2387)

海岸保全施設整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 5,754百万円（前年度 4,426百万円）

＜対策のポイント＞

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

＜事業目標＞

気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備完了率（58%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 直轄海岸保全施設整備事業

工事規模が大きく、国土の保全上重要な海岸保全施設を対象に、海岸管理者に代わって国が新設、改良等に関する工事を施行します。

2. 海岸保全施設整備連携事業（補助事業）

大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施します。

3. 津波対策緊急事業（補助事業）

津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施します。

4. 海岸メンテナンス事業（補助事業）

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施します。

5. 気候変動適応海岸保全施設整備事業（補助事業）

気候変動を踏まえた中長期的な施設整備計画の策定及び計画に基づく海岸保全施設の整備を通じ、海岸保全における気候変動適応を効率的・計画的に推進します。

＜事業の流れ＞

（直轄事業）

国費率：2/3

国

（補助事業）

1/2等

国

地方公共団体

（注）上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2199）

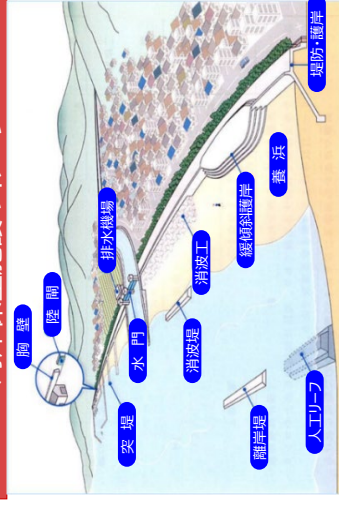
＜事業イメージ＞

○海抜ゼロメートル地帯における津波・高潮対策
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等の整備を推進しています。

被害の状況

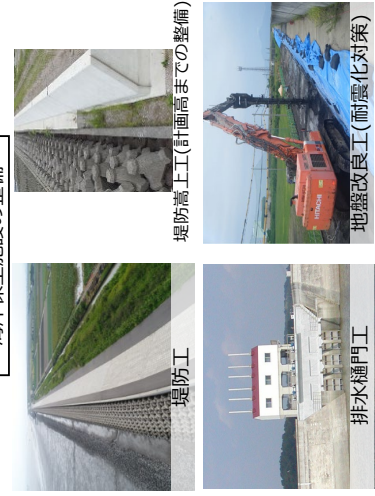


海岸保全施設のイメージ



代表的な整備

海岸保全施設の整備



海岸堤防等の老朽化対策



気候変動を踏まえた整備

